

ばあとなあ鳥取の会員が後見人に選任されるまで

1 受任依頼

家庭裁判所等から、県内東中西各ブロック担当者に成年後見人候補者の推薦依頼があります。



2 推薦候補者との調整

ばあとなあ鳥取の各ブロック担当者が推薦候補者に被後見人等の状況を説明し、受任の意思を確認します。



3 推薦候補者の確定

推薦候補者の受任の意思を確認すると、各ブロックの担当は家庭裁判所に推薦候補者を伝えます。



4 家庭裁判所から推薦候補者への連絡

各地区の家庭裁判所から、推薦候補者へ確認の連絡があります。場合によっては家庭裁判所での打ち合わせがあります。*被後見人等との面接もあります。



5 審判の確定

家庭裁判所から推薦候補者に後見開始の審判書が送られてきます。



6 後見活動の開始

審判が確定し登記が完了後、正式に後見人となり、後見活動が行なえるようになります。